

第 8 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー 6階
ステーションコンファレンス東京

証券コード 2932
(発送日) 2025年3月10日
(電子提供措置開始日) 2025年3月6日

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目15番14号
株式会社 S T I フードホールディングス
代表取締役社長 十 見 裕

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社
ウェブサイト

<https://www.stifoods-hd.com/ja/ir/>

※「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。



東証
ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※「コード」に「2932」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

詳しくは4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

詳しくは3頁「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2025年3月27日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー（ステーションコンファレンス東京） 6階 ※昨年と階数が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます ※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください
3 目的事項	報告事項 1. 第8期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 2. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置事項を掲載している上記の各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、上記の各ウェブサイトにてのみ掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号		議決権行使回数		期	
株式会社〇〇〇〇 期中							
〇年〇月〇日							
株式会社〇〇〇〇							

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

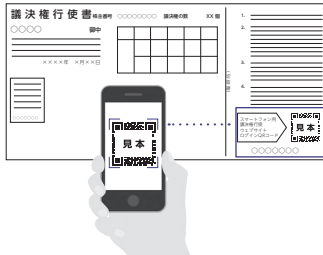
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

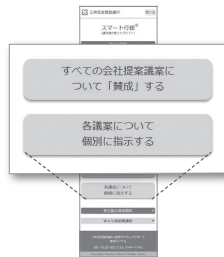
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

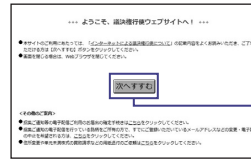
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

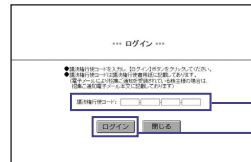
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

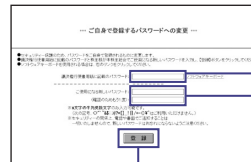
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主総会参考書類

第1号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位等	
1	じゅう み 十見 ゆたか 裕	代表取締役社長CEO	再任
2	やなぎ さわ 柳澤 しげ ふさ 重英	取締役副社長執行役員COO	再任
3	やまざき 山崎 けい すけ 敬介	取締役常務執行役員	再任
4	たかはし 高橋 さとし 敏	取締役常務執行役員	再任
5	つばい 壺井 とも ゆき 知行	上席執行役員	新任
6	うえ ひら 上平 こう いち 光一	社外取締役	再任 社外 独立
7	くわやま 桑山 たかひろ 貴洋	社外取締役	再任 社外 独立
8	Douglas C. Howland ダグラス ハウランド	社外取締役	再任 社外 独立
9	やすま 安間 かお り 香和里	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

じゅう み
十見

ゆたか
裕 (1953年 9月25日)

所有する当社の株式数 ……………720,000株
在任年数 ……………8年
取締役会出席状況 ……………14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年 4 月	伊藤忠アパレル(株)(現 伊藤忠商事(株))入社	2013年 4 月	(株)新東京フード(エス・ティー・アイ(株)を吸収合併)代表取締役社長
1988年12月	新東京インターナショナル(株)設立 代表取締役社長	2015年10月	三洋食品(株)(現(株)S T I ミヤギ)設立 代表取締役社長
1997年 4 月	STI AMERICA Inc. 設立 代表取締役社長	2017年 3 月	(株)新東京エナック(現(株)S T I エナック)代表取締役会長
2000年 3 月	STI CHILE S.A. 設立 代表取締役社長(現任)	2017年11月	当社設立代表取締役社長
2001年 9 月	STI AMERICA Inc. 代表取締役会長(現任)	2018年 3 月	(株)新東京フード(現(株)S T I フード)代表取締役会長
2001年12月	(株)クオ(2003年 2 月に(株)スティフに商号変更後、2013年 3 月に解散)設立 代表取締役会長	2018年 8 月	(株)新東京デリカ(現(株)S T I デリカ)設立 代表取締役社長
2002年10月	同社 代表取締役社長	2019年 1 月	同社代表取締役会長
2003年12月	(株)新東京エナック(現(株)S T I エナック)設立 代表取締役社長	2019年 3 月	三洋食品(株)(現(株)S T I ミヤギ)代表取締役会長
2006年 1 月	(株)新東京フード(現(株)S T I フード)設立 代表取締役社長	2020年 6 月	(株)ヤマトミ(現(株)S T I ミヤギ)代表取締役社長
2010年 9 月	エス・ティー・アイ(株)(新東京インターナショナル(株)を(株)極洋の子会社であるエス・ティー・アイ(株)に事業譲渡)執行役員社長	2021年 3 月	当社代表取締役社長CEO(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 取締役
(株)S T I デリカ 取締役
(株)S T I エナック 取締役
(株)S T I サンヨー 取締役
(株)S T I ミヤギ 取締役
S T I AMERICA Inc. 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

1988年、当社の前身である新東京インターナショナル株式会社を設立し、以降当社グループ全体の経営の指揮を執り、水産食材につよい食品メーカーとして、独創的な商品を開発し、また、新鮮な「海の恵み」という価値を、全プロセスにおいて最大化するサプライチェーンを構築するなど、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

やなぎざわ

柳澤

しげふさ

重英

(1956年2月6日)

所有する当社の株式数7,000株

在任年数8年

取締役会出席状況14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年4月 日綿實業(株)(現 双日(株))入社
2001年4月 ニチメンフーズ(株)(現 双日(株))取締役
2003年8月 新東京インターナショナル(株)専務取締役
2010年9月 エス・ティー・アイ(株)(新東京インターナショナル(株)を(株)極洋の子会社であるエス・ティー・アイ(株)に事業譲渡)へ転籍
2013年4月 (株)新東京フード(エス・ティー・アイ(株)を吸収合併)取締役
2017年11月 当社設立 取締役
2018年1月 当社(株)新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる)取締役副社長執行役員事業本部長
2018年3月 当社代表取締役副社長執行役員事業本部長

2019年3月 当社取締役副社長執行役員事業本部長
2020年4月 当社取締役副社長執行役員事業統括本部長
2021年3月 当社取締役副社長執行役員COO兼S T I 事業本部長
2022年3月 (株)S T I ミヤギ代表取締役会長
2022年4月 当社取締役副社長執行役員COO事業統括本部長兼S T I カンパニー長
2023年2月 (株)S T I ミヤギ代表取締役
2024年1月 当社取締役副社長執行役員COO事業統括本部長兼(株)S T I エナック代表取締役社長(現任)
2024年8月 (株)S T I ミヤギ代表取締役社長(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 取締役
(株)S T I デリカ 取締役
(株)S T I エナック 代表取締役社長
(株)S T I サンヨー 取締役
(株)S T I ミヤギ 代表取締役社長
S T I AMERICA Inc. 取締役

取締役候補者とした理由

2003年、当社の前身である新東京インターナショナル株式会社の取締役として就任して以来、当社グループ事業を牽引するとともに、当社設立以降は取締役副社長として、当社グループの成長に貢献しております。当社グループの経営全般の知見を有しており、今後も更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

やまざき
山崎

けいすけ
敬介

(1973年5月1日)

所有する当社の株式数3,700株
在任年数5年
取締役会出席状況14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年4月	新東京インターナショナル(株)入社	2021年3月	当社取締役常務執行役員東日本デ
1999年4月	(株)マコト		イリー事業統括兼R&D本部長
2014年6月	(株)新東京フード		(株)S T I フード代表取締役会長
2015年6月	同社執行役員		(株)S T I デリカ代表取締役会長
2017年3月	同社取締役執行役員	2022年3月	(株)S T I デリカ代表取締役社長
2017年11月	当社取締役		(現任)
2018年3月	(株)新東京フード(現(株)S T I フー	2023年1月	当社取締役常務執行役員東日本デ
	ド)代表取締役社長		イリー事業統括
2018年10月	(株)新東京デリカ(現(株)S T I デリ	2023年2月	(株)S T I フード取締役(現任)
	カ)取締役	2024年1月	当社取締役常務執行役員デイリー
2019年7月	同社代表取締役社長		事業統括兼(株)S T I エナック取締
			役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 取締役
(株)S T I デリカ 代表取締役社長
(株)S T I エナック 取締役

取締役候補者とした理由

当社設立時の取締役であり、その後、グループ各社の代表取締役を歴任、当社グループの製造・開発部門を牽引し、グループの成長に寄与してまいりました。今後も製造・開発部門の要として、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献ができると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 山崎敬介氏の取締役在任年数は、過去における合計を記載しております。

候補者番号

4

た か は し
高橋

さとし
敏 (1965年6月18日)

所有する当社の株式数2,800株
在任年数6年
取締役会出席状況14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 4 月	凸版印刷(株) 入社	2017年 4 月	同社執行役員財務経理部長
1990年10月	税理士金田正彦事務所	2018年 1 月	当社(株)新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる)執行役員財務経理部長
2000年 6 月	らでいっしゅぼーや(株)(現 オイシックス・ラ・大地(株))	2019年 3 月	当社取締役執行役員財務本部長
2009年 6 月	(株)市川環境エンジニアリング	2021年 3 月	当社取締役常務執行役員財務本部長(現任)
2010年10月	セノー(株)		
2014年 4 月	同社管理部部長代行		
2015年 2 月	(株)新東京フード 財務経理部長		

【重要な兼職の状況】

(株)S T I フード 取締役
(株)S T I デリカ 取締役
(株)S T I エナック 取締役
(株)S T I サンヨー 取締役
(株)S T I ミヤギ 取締役

取締役候補者とした理由

当社設立時の執行役員財務経理部長であり、その後取締役財務本部長として、当社グループの財務・経理面の充実に貢献し、当社グループの経営全般及び管理・運営業務の知見を有し、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

つ ぽ い と も ゆ き

壺井 知行 (1970年9月3日)

所有する当社の株式数1,400株
在任年数 年
取締役会出席状況 回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1997年 5 月	(株)コナミコンピュータエンタテインメントスクール(現 コナミグループ(株)) 入社	2014年 3 月	(株)コナミデジタルエンタテインメント財務本部債権管理部部長
2005年 5 月	コナミ(株)(現 コナミグループ(株)) 財務本部グループ経理部部長	2015年10月	(株)コナミスポーツライフ(現 コナミスポーツ(株))管理部部長
2006年 3 月	(株)コナミスポーツ&ライフ(現 コナミスポーツ(株))施設運営本部副本部長	2019年 3 月	当社管理本部経営企画部長
2011年 3 月	(株)コナミデジタルエンタテインメント事業推進本部本部長	2020年 4 月	当社執行役員管理本部経営企画部長
2011年11月	Konami Digital Entertainment, Inc. President	2021年 3 月	当社上席執行役員管理本部長(現任)
		2023年 2 月	(株)S T I サンヨー代表取締役会長(現任)
		2023年 9 月	(株)Paw's Green代表取締役社長(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)S T I サンヨー 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

管理部門における幅広い職務経験と豊富な業務実績に加え、当社グループ会社にて代表取締役を務めるなど経営者としての経験と見識を有しており、当社のコーポレートガバナンスの一層の充実と収益管理のさらなる強化が期待できることから新任取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

うえ ひら こう い ち
上平 光一

(1956年4月14日)

所有する当社の株式数1,600株
在任年数7年
取締役会出席状況14/14回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年4月	監査法人中央会計事務所 入所	2018年10月	当社社外取締役(現任)
1987年10月	上平光一公認会計士・税理士事務所開設 所長(現任)	2019年6月	スタンレー電気(株)社外監査役(現任)
2015年12月	(株)タックスネットワーク代表取締役(現任)		

【重要な兼職の状況】

(株)タックスネットワーク 代表取締役
スタンレー電気(株) 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な知見を有し、事業会社の代表取締役も兼任していることから、社外取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

7

くわ や ま た か ひ ろ
桑山 貴洋

(1970年1月17日)

所有する当社の株式数700株
在任年数2年
取締役会出席状況13/14回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年10月	(株)桑山貴金属入社(現(株)桑山)	2003年4月	同社専務取締役
1995年4月	KUWAYAMA EUROPE N.V.社長	2009年6月	同社代表取締役社長(現任)
2000年9月	(株)桑山海外事業担当部長	2023年3月	当社社外取締役(現任)
2001年4月	同社第三営業部長		
2001年6月	同社取締役第三営業部長		

【重要な兼職の状況】

(株)桑山 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

グローバルに事業展開する上場企業の代表取締役としての経営経験があり、消費財業界における豊富な経験・知見を有していることから、当社グループ全体の事業展開に関する助言・提言を期待するとともに、企業経営者の視点から当社取締役会機能の強化及び経営の監視体制の確立に貢献できると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

8

D o u g l a s C . H o w l a n d

ダグラス ハウランド

(1959年8月22日)

在任年数.....3年

取締役会出席状況 …14/14回

社外

独立

2018年4月 ソフトバンク(株)

2024年10月 NOT A HOTEL(株)執行役員(現任)

アストリス・アドバイザリー・ジャパン(株) ディレクター

世界的金融グループにおける、投資家としての幅広い見識と事業構築経験及び多様性を活かし、海外戦略を含む事業展開に関する助言・提言を期待するとともに、当社グループの今後の更なる成長に貢献ができると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

(注) ダグラスハウランド氏は現在アストリス・アドバイザリー・ジャパン(株)のディレクターであります。2025年2月28日付をもって、退任する予定であります。

9

やすま

か お り

安間

香和里

(1971年5月9日)

在任年数 2年

取締役会出席状況 14/14回

社外

独立

2012年11月 マスコットフーズ(株)代表取締役

2023年3月 当社社外取締役(現任)

該当事項はありません。

企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識、特にヤスマ株式会社における代表取締役としての経験を通じた、食品製造業領域に関する深い知見・マーケティングに関する高い見識に期待するとともに、当社グループの事業展開に関して、専門的かつ客観的な視点から有益な助言・指導により貢献できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上平光一氏、桑山貴洋氏、ダグラスハウランド氏及び安間香和里氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、上平光一氏、桑山貴洋氏、ダグラスハウランド氏及び安間香和里氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)について、2024年12月の取締役会で承認され、2025年1月1日付で保険会社との間で契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲はグループ全役員と当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、上平光一氏、桑山貴洋氏、ダグラスハウランド氏及び安間香和里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。4氏が再任された場合は、当社は引き続き4氏を独立役員とする予定であります。
6. 各候補者の所有する当社の株式の数は、2025年1月1日付で実施した株式分割前の当期末(2024年12月31日)現在の株式数を記載しております。

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役小川隆氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

お が わ た か し
小川 隆
(1959年4月22日)

所有する当社の株式数2,400株
在任年数 4年
監査役会出席状況15/15回

再任

【略歴、当社における地位】

1982年4月	日綿實業(株)(現 双日(株))入社	2013年4月	(株)新東京フード(エス・ティー・アイ(株)を吸収合併)財務経理部・部長代行
1998年8月	同 社 の 合 併 会 社 (PT.Mitra Kartika Sejati、インドネシア)財務経理担当取締役	2014年7月	同社企画部長
2003年4月	新東京インターナショナル(株)	2017年4月	同社執行役員・経営企画部長
2004年6月	同社業務部長	2018年1月	当社(株)新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる)執行役員・経営企画部長
2004年10月	(株)スティフ(旧(株)フオ、新東京インターナショナル(株)が同社を買収、2013年3月に解散)監査役	2019年3月	当社取締役執行役員管理本部長
2010年9月	エス・ティー・アイ(株)(新東京インターナショナル(株)を(株)極洋の子会社であるエス・ティー・アイ(株)に事業譲渡)へ転籍	2021年3月	当社常勤監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)STIサンヨー 監査役
(株)STIミヤギ 監査役

監査役候補者とした理由

当社入社以来、業務や経営企画部門に携わり当社の事業に関し深い知見を有しております。また長年にわたり当社グループにおいて監査業務に従事しており、取締役の職務の執行及び業務の適正性を監査する役割を十分に果たしていることから、引き続き監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)について、2024年12月の取締役会で承認され、2025年1月1日付で保険会社との間で契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲はグループ全役員と当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。
- ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

氏名	当社における地位	企業経営	財務会計	法務・ガバナンス	製造・開発	営業・マーケティング	多様性
十見 裕	代表取締役	●	●	●	●	●	
柳澤 重英	取締役	●			●	●	
山崎 敬介	取締役	●			●	●	
高橋 敏	取締役	●	●				
壺井 知行	取締役	●	●		●	●	
上平 光一	社外取締役	●	●				●
桑山 貴洋	社外取締役	●		●		●	●
ダグラス ハウランド	社外取締役	●				●	●
安間 香和里	社外取締役	●				●	●
小川 隆	常勤監査役	●		●			
河野 淳二	社外監査役	●	●	●		●	●
渡邊 定義	社外監査役	●	●	●			●

(注) 上記一覧は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役が有する主なスキルで、関連部門に所属した経験を有するなど特に専門性が高い分野について「●」としており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、経済活動の活性化が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、猛暑や円安の影響により資源価格・原材料価格高騰に伴う物価の上昇が幅広く波及し、個人の生活防衛意識は高まっております。今後につきましても、国内外の政局や欧米の金利水準、中国経済の動向や長期化する国際紛争など、世界経済の先行きは不透明な状況が続いており、金融資本市場に与える影響に注意が必要です。

食品業界におきましては、原材料・資材価格及び人件費・水光熱費の上昇により製造コストが継続的に増加する中で、多様化する消費者ニーズや節約志向に対応した商品企画が求められております。

このような環境の中、当社グループは「持続可能な原材料・製造への取り組み」「フードロスの削減への取り組み」「環境への配慮」「原料調達から製造・販売まで一貫した垂直統合型の展開」「健康志向と魚文化を重視した中食への取り組み」を基本方針に掲げ、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組むとともに、食品メーカーとして消費者と従業員の安全と安心のために、安定した製造・供給を継続すべく、当社グループ全体で社会的に重要な使命の遂行に取り組んで参りました。

販売面では、セブン-イレブンの店頭キャンペーンやメディア露出による当社グループ商品の新規購入を、良品製造の徹底によるリピート購入へと繋げる好循環をすることで、焼き魚やカップデリなどのデイリー惣菜の販売個数が増加しました。さらに、2024年5月から全国販売を開始した「さばの味噌煮」や6月販売開始の新商品「いかと海老ブロッコリーオリーブオイル仕立て」の投入が販売個数増加に貢献しました。

なお、2024年2月2日「固定資産（工場）の取得に関するお知らせ」において開示した関西新工場につきましては、予定どおり2024年11月より操業を開始し、2025年12月期より業績に貢献してまいります。

この結果、当連結会計年度における売上高は、35,580百万円（前連結会計年度比11.9%増）となりました。

損益面では、原材料を中心としてコストが増加したものの、販売個数の増加に伴い生産効率が向上したことにより、当連結会計年度における営業利益は2,901百万円（前連結会計年度比25.8%増）、経常利益は2,917百万円（前連結会計年度比25.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,685百万円（前連結会計年度比7.8%増）となりました。

なお、当社グループは食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は4,526百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社	株式会社ＳＴＩエナック関西工場土地、建物購入
株式会社ＳＴＩフード	赤外線バーナーオープン購入
株式会社ＳＴＩデリカ	過熱水蒸気調理装置購入
株式会社ＳＴＩエナック	関西工場設備購入

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当社	基幹システムの自社開発
----	-------------

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、社債及び長期借入金で20億円の調達を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2021年12月期)	第6期 (2022年12月期)	第7期 (2023年12月期)	第8期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(百万円)	26,264	27,567	31,784	35,580
経常利益(百万円)	1,745	1,528	2,330	2,917
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,110	1,006	1,562	1,685
1株当たり当期純利益 (円)	66.65	58.06	87.91	94.80
総資産(百万円)	12,777	13,806	15,102	19,284
純資産(百万円)	5,440	6,202	7,446	8,385
1株当たり純資産額 (円)	315.24	348.84	418.85	471.68

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しております。第6期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第5期 (2021年12月期)	第6期 (2022年12月期)	第7期 (2023年12月期)	第8期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(百万円)	9,507	10,941	11,253	11,380
経常利益(百万円)	1,005	1,382	1,548	1,904
当期純利益(百万円)	916	1,198	1,123	1,073
1株当たり当期純利益 (円)	55.00	69.18	63.21	60.40
総資産(百万円)	7,731	8,536	9,027	11,597
純資産(百万円)	4,207	5,146	5,942	6,255
1株当たり純資産額 (円)	243.75	289.44	334.27	351.85

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しております。第6期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 当社は、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 S T I フード	100百万円	100.0%	惣菜の製造・販売
株 式 会 社 S T I デリカ	10百万円	100.0%	惣菜の製造・販売
株 式 会 社 S T I エナック	10百万円	100.0%	惣菜・食材（水産品）の製造・販売
株 式 会 社 S T I サンヨー	30百万円	100.0%	缶詰・ペットフードの製造・販売
株 式 会 社 S T I ミヤギ	30百万円	100.0%	缶詰・惣菜・食材（水産品）の製造・販売
S T I A M E R I C A I n c .	77,000米ドル	100.0%	食材（水産品）の輸出等

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内における少子高齢化の進行により社会構造変化が進むとともに、ライフスタイルや価値観が多様化している状況に加え、世界においては、東欧や中東における国際紛争や異常気象の影響による天然資源、食料等の不足が深刻化していると考えられます。

このような環境の中、“食”の安全・安心に対する要請はさらに高まるとともに、引き続き中食市場の成長が、食品市場を牽引するものと考えており、当社グループでは、この中食市場における惣菜の中でも特に水産素材へのニーズは高まっていくものと認識しております。一般的に魚を素材とする調理は、その下処理や魚臭、焼成煙、調理器具の後片付けの手間などもあり家庭では敬遠されやすいものでありますが、近年の健康志向等を背景に、ヘルシーで栄養価の高い魚（例えば、DHAやEPAなどの不飽和脂肪酸を多く含む青魚等）はその価値をあらためて見直されております。一方で、市場における魚を素材とする惣菜商品は少ないため、「簡便性」「即食性」「美味しさ」「ヘルシー感」「値ごろ感」を兼ね備えた魚を素材とした惣菜商品への需要は、今後も高まる傾向にあります。

また、足元における急激な為替変動や世界的な物価高騰などの市場環境の変化への柔軟な対応を含め、食品メーカーとして消費者と従業員の安全と安心のために、安定した製造・供給を継続すべく、当社グループ全体で食品メーカーとして社会的に重要な使命の遂行に努めております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に向けて以下のことに取り組んでまいります。

① 新規商品の開発、生産体制の増強、販路の拡大について

今後も継続的な成長を見込むためには、開発・生産・販売それぞれの拡充が重要であると考えております。

中食への更なる取り組みとして市場においてニーズの高い水産素材による惣菜の開発、フードロス・廃棄削減への取り組みとして新技術による鮮度延長や冷凍食品開発への注力、健康志向への取り組みとして余分な添加物を含まない商品開発等、新たな商品の開発を目指しております。

また、市場における需要の高まりや多様化するニーズへの対応に加え、関西・中四国地域における物流の効率化にも対応すべく、大阪府泉佐野市に関西工場を新設し、2024年11月より稼働を開始しております。既存工場においても生産ラインの拡充を併せて推進してまいります。

販路拡大につきましては、既存得意先を通じた顧客ニーズの深耕を図ることによる展開地域・商品の拡大に加え、当社グループの方針と合致する新たなパートナーの探求による国内外における新市場の開拓、さらには当社グループとして直接顧客への販売ができる体

制の構築を目指しております。また、北米を中心に海外市場の調査を継続しており、海外市場進出のためのビジネスモデルを構築中であります。

② 人材の確保・育成について

事業部門においては、商品の差別化を図るための独自技術の開発や、これを活かした新商品開発の推進、開発業務層の拡充を図るための開発営業担当など、優秀な人材の確保を図ってまいります。

さらに、コーポレートガバナンス体制の更なる充実のため、当社グループ管理部門の人材強化を図ってまいります。

また、将来にわたる成長力、収益力強化のために、人材育成も不可欠と考えており、社内研修プログラムや福利厚生制度、人事制度などの充実に努めてまいります。

③ 安全・安心を追求した品質管理

当社グループは食品メーカーとしての社会的責任を果たすため、品質管理体制をより強化してまいります。具体的には、CO₂を排出しない冷凍機の導入等、環境に配慮した製造設備の改善を継続するとともに、原材料の調達から製造・販売に至るまでの各プロセスにおけるトレーサビリティの更なる充実を図ってまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、業務改善を推進して効率化を図るとともに、事業等のリスクを適切に把握・対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、経営の公平性や透明性を確保し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、水産原料素材の調達から製造・販売までを一貫して行う水産原材料に強い食品メーカーとして、食品製造販売事業を主たる事業としております。なお、当社グループは食品製造販売事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないことから、以下、当社グループの管理上の区分をベースに主要な製品分類とその内容を記載いたします。

製 品 分 類		主 な 事 業 内 容
食	品	主にコンビニエンスストア向け水産惣菜の製造・販売、水産原材料を使った缶詰・レトルト製品等の製造・販売
食	材	主にコンビニエンスストア向けおにぎり・弁当・パスタ・サラダ等に使用される水産食材を、食材商社等を通じてデイリー惣菜メーカー向けに製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

② 子会社

株式会社 S T I フード	本社(東京都港区)、船橋工場(千葉県船橋市)
株式会社 S T I デリカ	本社(東京都港区)、白岡工場(埼玉県白岡市)
株式会社 S T I エナック	本社(東京都港区)、福岡工場(福岡県糸島市)、関西工場(大阪府泉佐野市)
株式会社 S T I サンヨー	本社(東京都港区)、焼津事業部・SPF事業部(静岡県焼津市)
株式会社 S T I ミヤギ	本社(宮城県石巻市)、石巻事業部・ヤマトミ事業部(宮城県石巻市)
STI AMERICA Inc.	本社(アメリカ合衆国ワシントン州シアトル)

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
食品製造販売事業	276 (1,039) 名	5名増 (22名増)
合 計	276 (1,039) 名	5名増 (22名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (派遣社員を除く。) は、最近 1 年間の平均人数 (1 日 8 時間換算) を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90 (3) 名	2名増 (増減なし)	41.6歳	4.9年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (派遣社員を除く。) は、最近 1 年間の平均人員 (1 日 8 時間換算) を () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	1,155百万円
株式会社商工組合中央金庫	681百万円
株式会社静岡銀行	400百万円

(注) 上記借入額には、社債を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 20,000,000株

② 発行済株式総数 5,926,300株

③ 株主数 10,555名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 十見	2,010千株	33.92%
十見 裕	720千株	12.15%
株式会社 極洋	500千株	8.44%
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	500千株	8.44%
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	137千株	2.32%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	135千株	2.29%
株式会社 キャメル珈琲	100千株	1.69%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	54千株	0.91%
E C M M F	34千株	0.59%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	34千株	0.58%

（注）なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式（199株）を除いて計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割することを決議し、あわせて会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は60,000,000株、発行済株式の総数は17,778,900株となっております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 第1回新株予約権

発行決議日	2018年12月27日		
新株予約権の数	30,000個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 150,000株 (新株予約権 1 個につき5株)		
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり320円		
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 320円 資本組入額 160円		
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から2028年12月26日まで		
新株予約権の行使条件	① 新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 ② 新株予約権は相続できないものとし、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。 ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。 ④ 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。 ⑤ 新株予約権者は行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り、当該上場期間中、当該新株予約権の行使を行うことができます。 ⑥ 本新株予約権の目的である当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。但し、東京証券取引所の有価証券上場規程の改訂等により市場第一部指定基準が変更となり、または市場第一部との名称の市場が存在しなくなるなどした場合には、2019年1月1日現在の東京証券取引所有価証券上場規程に定める一部指定基準（形式要件）を当社が満たした場合、本新株予約権を行使することができます。 ⑦ 新株予約権者は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。		
新株予約権の役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く） 監査役	4 名 1 名	9,920個 880個

- (注) 1. 社外取締役には第1回新株予約権を付与しておりません。
2. 第1回新株予約権の数30,000個のうち、権利行使により4,800個、退職等により3,060個分の権利が減少しております。
3. 2020年6月16日開催の取締役会決議により、2020年6月30日をもって1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
4. 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

□. 第3回新株予約権

発行決議日	2018年12月27日
新株予約権の数	50,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 250,000株 (新株予約権 1 個につき5株)
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり320円
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 321円 資本組入額 160.5円
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から2028年12月26日まで
新株予約権の行使条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとします。 ② 本新株予約権の目的である当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場した場合に限り、本新株予約権を行使することができます。但し、東京証券取引所の有価証券上場規程の改訂等により市場第一部指定基準が変更となり、または市場第一部との名称の市場が存在しなくなるなどした場合には、2019年1月1日現在の東京証券取引所有価証券上場規程に定める一部指定基準（形式要件）を当社が満たした場合、本新株予約権を行使することができます。 ③ 新株予約権者は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。 ④ 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとします。 (a) 行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。 (d) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。 ⑤ 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 ⑥ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

新株予約権の行使条件	⑦ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。 ⑧ 新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできません。		
新株予約権の役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	4名	4,740個
	社外取締役	1名	800個
	監査役	1名	100個

- (注) 1. 第3回新株予約権の数50,000個のうち、権利行使により9,880個、退職等による権利失効により26,920個分の権利が減少しております。
2. 2020年6月16日開催の取締役会決議により、2020年6月30日をもって1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。
3. 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	十 見 裕	CEO (株)STIフード 取締役 (株)STIデリカ 取締役 (株)STIエナック 取締役 (株)STIサンヨー 取締役 (株)STIミヤギ 取締役 STI AMERICA Inc. 代表取締役会長
取 締 役 副 社 長	柳 澤 重 英	執行役員COO兼事業統括本部長 (株)STIフード 取締役 (株)STIデリカ 取締役 (株)STIエナック 代表取締役社長 (株)STIサンヨー 取締役 (株)STIミヤギ 代表取締役社長 STI AMERICA Inc. 取締役
取 締 役	野 田 和 哉	専務執行役員海外事業担当兼業務本部長 (株)STIエナック 取締役
取 締 役	山 崎 敬 介	常務執行役員デイリー事業統括 (株)STIフード 取締役 (株)STIデリカ 代表取締役社長 (株)STIエナック 取締役
取 締 役	高 橋 敏	常務執行役員財務本部長 (株)STIフード 取締役 (株)STIデリカ 取締役 (株)STIエナック 取締役 (株)STIサンヨー 取締役 (株)STIミヤギ 取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	上 平 光 一	(株)タックスネットワーク 代表取締役 スタンレー電気(株) 社外監査役
取 締 役	桑 山 貴 洋	(株)桑山 代表取締役社長
取 締 役	ダグラスハウランド	アストリス・アドバイザリー・ジャパン(株) ディレクター
取 締 役	安 間 香 和 里	—
常 勤 監 査 役	小 川 隆	(株)S T Iサンヨー 監査役 (株)S T Iミヤギ 監査役
監 査 役	河 野 淳 二	—
監 査 役	渡 邊 定 義	渡邊定義税理士事務所 所長 F I G(株) 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役上平光一氏、取締役桑山貴洋氏、取締役ダグラスハウランド氏及び取締役安間香和里氏は、社外取締役であります。
2. 監査役河野淳二氏及び監査役渡邊定義氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役上平光一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役渡邊定義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役上平光一氏、桑山貴洋氏、ダグラスハウランド氏及び安間香和里氏、社外監査役河野淳二氏及び渡邊定義氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び常勤監査役以外の各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)について、2023年12月の取締役会で承認され、2024年1月1日付で保険会社との間で契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲はグループ全役員と当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 業績指標に連動しない金銭報酬（いわゆる固定報酬）の算定方法の決定に関する方針

当社役員に対する従前の処遇の水準を踏まえつつ、役位、役職、職責、担当業務、経歴、在籍年数をベースに業績や中長期的視点に基づく成長への貢献度等を加味し、他社水準や従業員給与の水準も総合的に勘案して決するものとする。

2. 業績指標に連動する報酬の算定方法の決定に関する方針

当社の現況においては業績を追求するのみならず上場企業として安定した経営を定着させるべき必要があることを踏まえつつ、役員の企業価値向上に向けた意識の醸成については設定済の新株予約権信託及び役員株式累積投資制度によって一定程度実現できることから、当面は導入しないものとし、今後、諸状況に応じて適宜検討するものとする。

3. 非金銭報酬に関する方針

当面導入しないものとする。

4. 報酬の種類毎の割合に関する方針

上記のとおり金銭報酬のみとすることから、設定しないものとする。

5. 報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

年俸制として、これを12分し、各月に支給するものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する方針

代表取締役社長に対して、任意の指名報酬諮問委員会の答申に従う範囲内にて個人別の具体的な報酬額を決定する権限を委任するものとし、事前に代表取締役社長から当該委員会に対して個人別の具体的な報酬額の案を提示して当該委員会の意見を得た上で、代表取締役社長は当該委員会の答申に従って決定することとし、かつ、代表取締役社長は報酬額の決定後に改めて当該委員会に対し報告をするものとする（当該委員会は代表取締役社長CEO十見裕氏、独立役員である社外取締役上平光一氏及び桑山貴洋氏の計3名）。なお、会社業績や事業環境、各取締役の執務状況を踏まえて具体的な金額を決定するには代表取締役社長が最も適任であると判断しており、また当該委員会が具体的な金額を確認するなどして適正な運用を担保する。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、短期的な業績結果によって報酬を変動させるのではなく、各役位や職責に応じた一定の報酬基準とすることを基礎とするものとする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	265百万円 (12)	265百万円 (12)	—	—	9名 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	17百万円 (6)	17百万円 (6)	—	—	4名 (2)
合 計 (うち社外役員)	282百万円 (18)	282百万円 (18)	—	—	13名 (6)

- (注) 1. 上記には、2024年3月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額300百万円以内

(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は1名)です。

4. 監査役の報酬限度額は、2018年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上平光一氏は、スタンレー電気株式会社の社外監査役及び株式会社タックスネットワークの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役桑山貴洋氏は、株式会社桑山の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役ダグラスハウランド氏は、アストリス・アドバイザリー・ジャパン株式会社のディレクターであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役渡邊定義氏は、渡邊定義税理士事務所所長及びF I G株式会社の取締役(監査等委員)であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上 平 光 一	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 桑 山 貴 洋	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 ダグラスハウランド	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、グローバルな金融業界での経験に基づき適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 安 間 香 和 里	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 河 野 淳 二	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、管理・監査部門における豊富な経験と幅広い知見により、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 渡 邊 定 義	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の財務・会計について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

仰星監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社及び当社の国内連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する仰星税理士法人に対して、非監査業務（税務アドバイザリー業務等）に基づく報酬を支払っています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また企業体質強化のための内部留保を勘案しつつ、現在は業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の機会を充実させることを目的として、剰余金の配当を年2回実施することとし、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、当社は期末配当の基準日は毎年12月31日、中間配当の基準日は毎年6月30日とし、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

このような方針の下、第8期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、2025年2月20日開催の取締役会において、以下のとおり剰余金の処分にに関する決議をいたしました。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき80円

配当総額 474,088,080円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月11日

これにより、すでに実施しました中間配当40円と合わせ、第8期の年間配当は1株につき120円となりました。

(注) 当社は2025年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2024年12月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	11,064,875
現 金 及 び 預 金	4,226,199
受取手形及び売掛金	3,804,521
商 品 及 び 製 品	859,293
仕 掛 品	47,144
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,893,435
そ の 他	234,481
貸 倒 引 当 金	△201
固 定 資 産	8,219,877
有 形 固 定 資 産	7,651,549
建 物 及 び 構 築 物	3,716,631
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	488,540
土 地	2,059,585
リ ー ス 資 産	1,080,855
建 設 仮 勘 定	68,241
そ の 他	237,694
無 形 固 定 資 産	236,247
ソ フ ト ウ ェ ア	230,339
そ の 他	5,908
投 資 そ の 他 の 資 産	332,080
投 資 有 価 証 券	118,144
敷 金 及 び 保 証 金	132,573
繰 延 税 金 資 産	18,905
そ の 他	62,456
資 産 合 計	19,284,753

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	7,560,036
買 掛 金	4,078,775
1 年 内 返 還 予 定 の 社 債	140,000
1年内返済予定の長期借入金	383,431
リ ー ス 債 務	325,814
未 払 金	1,430,627
未 払 法 人 税 等	622,377
そ の 他	579,011
固 定 負 債	3,339,006
社 債	790,000
長 期 借 入 金	922,956
リ ー ス 債 務	904,979
長 期 未 払 金	467,783
繰 延 税 金 負 債	76,016
資 産 除 去 債 務	175,397
そ の 他	1,874
負 債 合 計	10,899,042
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	8,323,699
資 本 金	1,048,375
資 本 剰 余 金	948,375
利 益 剰 余 金	6,327,609
自 己 株 式	△662
その他の包括利益累計額	61,945
その他有価証券評価差額金	13,589
繰延ヘッジ損益	180
為替換算調整勘定	48,174
新 株 予 約 権	66
純 資 産 合 計	8,385,710
負 債 純 資 産 合 計	19,284,753

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
高価	上	原	利	益	配	当	金				35,580,529
益	上	利	益	費	却	益	料				25,627,163
費	費	一	般	管	賃	金					9,953,365
管	業	外	収	益	償	金					7,052,178
営	業	外	収	益	付	金					2,901,186
	受	取	息	及	び	配	当	金	10,503		
	物	品	取	売	却	却	金	21,054			
	受	取		補	償	金		5,872			
	受	取	立	地	給	付	金	20,005			
	原	子	成	金	収	入	他	2,962			
	助	成	の					3,280			
	そ							6,523			70,202
営	業	外	費	用							
	支	払		利	息	費	他	26,419			
	社	債		発	行			20,068			
	そ			の				7,764			54,252
経	常	利	益								2,917,137
特	別	利	益								
	固	定	資	産	売	却	益	14,304			
	受	取	保	険	金	他		943			
	そ		の					75			15,323
特	別	損	失								
	固	定	資	産	除	却	損	1,215			
	減	損	損	損	失			271,736			272,951
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	2,659,509
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業
	法	人	税	等	調	整	額	944,940			
								29,242			974,183
当	期	純	利	益							1,685,326
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期
											1,685,326

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	6,809,168
現金及び預金	2,733,955
売掛金	984,110
商品及び製品	718,595
原材料及び貯蔵品	1,736,653
前払費用	22,905
関係会社短期貸付金	770,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	74,608
その他の貸倒引当金	152,948
	△384,608
固定資産	4,788,518
有形固定資産	3,951,856
建物	1,674,336
構築物	142,191
機械及び装置	23,234
車両運搬具	45,906
工具、器具及び備品	51,753
土地	1,919,779
リース資産	32,021
建設仮勘定	62,631
無形固定資産	228,921
商標権	1,732
ソフトウェア	224,720
施設利用権	2,469
投資その他の資産	607,741
投資有価証券	117,807
関係会社株式	369,999
出資金	10
長期前払費用	4,940
繰延税金資産	6,966
その他	108,017
資産合計	11,597,687

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	3,596,773
買掛金	1,466,140
1年内償還予定の社債	140,000
関係会社短期借入金	1,000,000
1年内返済予定の長期借入金	383,431
リース債務	9,939
未払金	238,949
未払費用	28,535
未払法人税等	271,685
預り金	23,943
その他	34,148
固定負債	1,745,628
社債	790,000
長期借入金	922,956
リース債務	25,800
長期未払金	846
資産除去債務	6,026
負債合計	5,342,402
(純資産の部)	
株主資本	6,241,448
資本金	1,048,375
資本剰余金	1,812,301
資本準備金	957,147
その他資本剰余金	855,153
利益剰余金	3,381,433
利益準備金	20,227
その他利益剰余金	3,361,205
繰越利益剰余金	3,361,205
自己株式	△662
評価・換算差額等	13,770
その他有価証券評価差額金	13,589
繰延ヘッジ損益	180
新株予約権	66
純資産合計	6,255,285
負債及び純資産合計	11,597,687

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

目 科					金 額	
売上高	売上原価	総利益	一般管理費	利益		11,380,493
販売費	及び	一般管理費	利益	利益		7,075,778
営業	業	外	収	益		4,304,715
受取	取	利	息			2,392,623
受取	取	配	当	金		1,912,091
物	品	売	却	益		
その他		の		他		
営業	外	費	用			
支払	払	利	息			
社債	債	発	行	費		
棚卸	卸	資	産	処	分	
経常	常	利	益			
特別	別	利	益			
固定	定	資	産	売	却	
特別	別	損	失			
固定	定	資	産	除	却	
減損	損	損	失			
貸倒	引	当	金	繰	入	
関係	会	社	株	式	評	
税引	前	当	期	純	利	
法人	税	、	住	民	税	
法人	税	等	調	整	額	
当期	純	利	益			

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社ＳＴＩフードホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	岩 淵 誠
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	三 木 崇 央
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ＳＴＩフードホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＴＩフードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は2025年2月13日開催の取締役会において、株式会社浜信の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

株式会社ＳＴＩフードホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	岩 渕 誠
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	三 木 崇 央

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ＳＴＩフードホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は2025年2月13日開催の取締役会において、株式会社浜信の全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

当社は、2024年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、2025年1月1日を効力発生日として株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。また、2025年2月13日開催の取締役会において、株式会社浜信の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。本件に関しまして、連結注記表及び個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、それぞれ後発事象が存在します。

2025年2月20日

株式会社 S T I フードホールディングス
監 査 役 会

常 勤 監 査 役 小 川 隆 (署名)

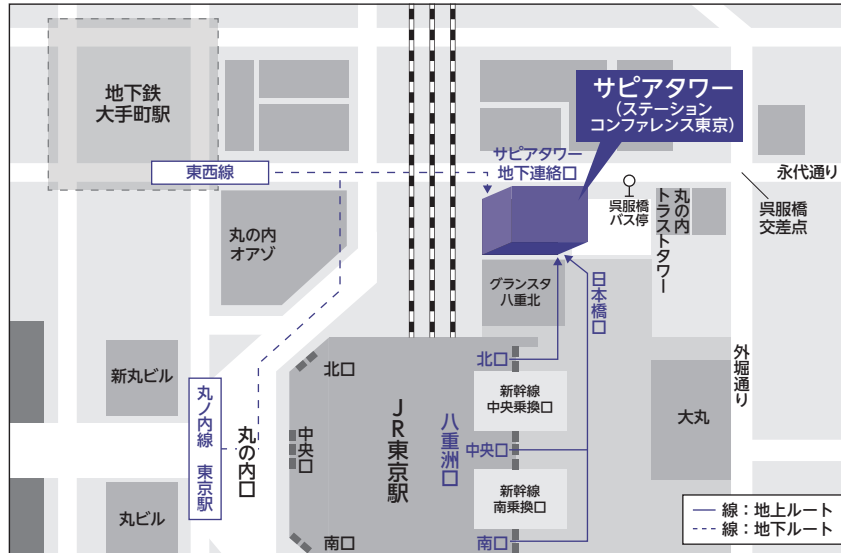
社 外 監 査 役 河 野 淳 二 (署名)

社 外 監 査 役 渡 邊 定 義 (署名)

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー 6階
ステーションコンファレンス東京
電話 03-6888-8080



最寄駅 JR「東京駅」日本橋口直結 八重洲北口改札徒歩2分
東京メトロ東西線「大手町駅」B7出口(閉鎖中)奥の「サピアタワー連絡口」直結

※東京メトロ東西線「大手町駅」からご来場の場合は、B7出口(閉鎖中)奥の「サピアタワー連絡口」よりお越しください。【ご利用時間：7：00～23：00】

※JR東京駅八重洲口からの地上ルート(実線のルート)はバリアフリーに対応しております。

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。